

## 2009 年度論文プラクティス・第 8 回（模試②）問題

[意匠]

### 【問題 I】

拒絶確定出願に係る意匠の実施等に対して、先出願による通常実施権（意匠法第 29 条の 2）を認めた理由について、同法第 9 条第 3 項及び同法第 29 条の規定に触れながら、論述せよ。

【30点】

### 【問題 II】

食器メーカー甲は、スプーン、フォーク等の食器類について複数の意匠権を有している。甲は、柄の部分の形状 a に特徴を有するスプーンの意匠 A を自ら創作し、「スプーン」の柄の部分についての部分意匠の意匠登録出願 X をし、意匠権の設定の登録を受けている。

この場合に関し、（1）及び（2）の問いに答えよ（各問いは、それぞれ独立しているものとする。）。

なお、問題文に特に記された場合を除き、各意匠は公開も実施もされていないものとし、また、各意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の新出願でもないものとする。

（1）甲は、同業者である乙からの求めに応じて、意匠 A に係る上記意匠権について、柄の部分の形状 a に類似する形状 b の柄を用いた意匠 B に係るフォークの製造販売に関する有償のライセンス契約を締結することになった。意匠 B は、意匠 A とは類似するが、甲の有する他の意匠権に係る意匠とは類似しないものとする。この場合に、上記ライセンス契約の交渉を行うにあたり、甲と乙とが留意すべき点について、根拠とする条文を示して説明せよ。ただし、ライセンス料の金額については、説明する必要がない。

（2）丙は、上記意匠 A と柄の部分及び全体の形状が類似するスプーンの意匠 C を自ら創作し、いわゆる全体意匠としての意匠登録出願 Y をした後、当該意匠 C に係るスプーンの製造販売を開始した。その後、丙は、甲から、意匠 C に係るスプーンの製造販売の中止を求める訴訟を提起された。意匠登録出願 Y の拒絶査定が確定していた場合に、当該訴訟において、丙が、甲に対して主張することができる事項について説明せよ。

【70点】